

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第5号

(所 管) 教職員人事部 教職員人事課

件 名	令和8年度堺市立学校園教職員定数配分方針の一部改正について
提 案 理 由	<p>令和8年度堺市立学校園教職員定数配分方針の一部改正について、教育委員会に報告するものである。</p> <p>なお、本件については、教育委員会の議決事項であるが、教育委員会会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和8年3月6日に教育長において臨時に代理したので報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の要旨</p> <p>(1) 令和7年8月に文部科学省が示した概算要求をふまえ、令和7年11月14日の教育委員会定例会にて令和8年度堺市教職員定数配分方針が策定された。</p> <p>その後、同年12月に同省が示した予算要求資料において、小学校・中学校の養護教諭の配置基準に変更があったため、それに合わせて同方針について所要の改正を行うものであること。</p> <p>(2) 堺市立学校設置条例（昭和39年条例第28号）の一部改正に伴い、分校への副校長及び教頭の配置について所要の改正を行うものであること。</p> <p>(3) 堺市立学校管理運営規則（昭和32年教育委員会規則第9号）の一部改正により、分校に准校長を置くことができることとなったことに伴い、所要の改正を行うものであること。</p> <p>2 改正の内容（別紙のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和8年度堺市立学校園教職員定数配分方針</li><li>・参考資料① 令和8年度堺市立学校園教職員定数配分方針（新旧対照表）</li></ul>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p>■ その他（教育長の臨時代理により、3月6日に決裁済である。）</p>

## 令和8年度堺市立学校園教職員定数配分方針

### 第1 堺市立幼稚園教職員定数の配分方針

堺市立幼稚園教職員定数は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）を標準として次のとおり定める。

#### 1 園長・教員

- (1) 園長を、幼稚園に各1名配置する。
- (2) 幼稚園の実情に応じて、准園長又は主幹教諭を幼稚園に配置することができる。
- (3) 学級数に1名を加えた教員数を配置する。
- (4) 預かり保育を実施する幼稚園に教員を加配できる。
- (5) その他幼稚園の実情に応じた課題解決のため、教員を加配できる。

### 第2 堺市立小・中学校教職員定数の配分方針

堺市立小・中学校教職員定数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）を標準として次のとおり定める。

#### 1 校長・教員（養護教諭・栄養教諭を除く。）

- (1) 校長を、学校に各1名配置する。
- (2) 教頭を、学校に各1名配置する。学校の規模や実情を勘案し、1名加配できる。
- (3) 副校長を、夜間学級を設置する中学校に1名配置する。
- (4) 学校規模に応じた教員数を配置する。学校規模に応じた教員数は、夜間学級を除いた通常学級数（小学校1～6年生は児童数を35で除した数、中学校1年生は生徒数を35で除した数、2、3年生は生徒数を40で除した数により算出した数）により算出した教員数（別表1及び2）に、特別支援学級数を加えた数とする。
- (5) 中学校夜間学級の規模に応じて教員数を配置する。
- (6) 教育課題等に対応するため、次の目的に応じて教員を加配できる。
  - ①少人数による授業などきめ細かな指導を行うため

- ②中学校2、3年生において、個の学びに添った指導を行うため
- ③外国語教育を充実するため
- ④小学校において専科指導を行い、教科担任制を推進するため
- ⑤生徒指導の対応のため
- ⑥日本語指導を行うため
- ⑦児童生徒への支援を行うため
- ⑧通級指導を行うため
- ⑨主幹教諭の配置に伴う学校マネジメント機能の強化のため
- ⑩教員の質の向上に向けた研修機能の強化のため
- ⑪ICT活用の推進をめざすため
- ⑫総合的な学力向上の研究を行うため
- ⑬学校群マネジメントを働かせた先進的な取組を行うため
- ⑭その他学校の実情に応じた課題解決のため

## 2 養護教諭

- (1) 小学校・中学校に各1名配置する。児童数851人以上の小学校・生徒数801人以上の中学校に、養護教諭を1名配置する。
- (2) 児童数801人以上850人以下の小学校・生徒数751人以上800人以下の中学校に、養護教諭を1名配置できる。
- (3) 児童生徒の心身の健康に資する研究に取り組む学校に養護教諭を加配できる。
- (4) 児童生徒の健康又は保健室業務の支援について巡回指導を行うため、養護教諭を加配できる。

## 3 栄養教諭等（栄養教諭・学校栄養職員）

- (1) 単独調理校で、児童数が550人以上の小学校に、栄養教諭等を1名配置する。
- (2) 単独調理校で、児童数が550人未満の小学校に、栄養教諭等を1名配置できる。
- (3) 中学校給食実施のため、学校の実情に応じて栄養教諭等を配置できる。
- (4) 児童生徒の食の指導に資する研究に取り組む学校に栄養教諭を加配できる。

#### 4 事務職員

- (1) 小学校・中学校に各1名配置する。27学級以上の小学校、21学級以上の中学校に事務職員を1名配置する。
- (2) 要保護・準要保護の児童生徒数が100人以上かつ、全在籍児童生徒数の25%以上の小学校・中学校（27学級以上の小学校、21学級以上の中学校を除く）に事務職員を加配できる。
- (3) 事務の共同実施を通じて事務機能の強化に取り組む学校の実情に応じて事務職員を加配できる。
- (4) 学校群マネジメントを働かせた事務の体制強化に取り組む学校に事務職員を加配できる。

### 第3 堺市立高等学校教職員定数の配分方針

堺市立高等学校教職員定数は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）を標準として次のとおり定める。

#### 1 校長・教員（養護教諭を除く。）

- (1) 校長を、学校に1名配置する。
- (2) 准校長を、定時制の課程に1名配置する。
- (3) 教頭を、全日制の課程に2名、定時制の課程に1名配置する。
- (4) 全日制・定時制の課程及び学科の収容定員と学科数に応じた教員数を配置する。
- (5) 教育課題等に対応するため、次の目的に応じて教員を加配できる。
  - ①理科・数学教育の充実のため
  - ②普通教科における少人数による授業などきめ細かな指導を行うため
  - ③国際的に活躍できる人材の育成のため

#### 2 養護教諭

- (1) 全日制の課程・定時制の課程に養護教諭を各1名配置する。
- (2) 学校の実情を勘案し、養護教諭を加配できる。

### 3 実習助手

全日制・定時制の課程及び学科の収容定員と学科数を勘案し、実習助手を配置できる。

### 4 事務職員

- (1) 経営企画室に、室長を1名配置する。
- (2) 全日制・定時制の課程及び学科の収容定員を勘案し、事務職員を配置できる。

## 第4 堺市立特別支援学校教職員定数の配分方針

堺市立特別支援学校教職員定数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）を標準として次のとおり定める。

### 1 校長・教員（養護教諭・栄養教諭を除く。）

- (1) 校長を、学校に各1名配置する。
- (2) 百舌鳥支援学校宮園分校に、准校長を1名配置する。
- (3) 百舌鳥支援学校旭分校に、副校長を1名配置することができる。
- (4) 教頭を、学校（分校を除く。）に各1名配置する。小学部及び中学部の学級数が27学級以上の場合、1名配置する。
- (5) 百舌鳥支援学校宮園分校に、教頭を2名配置することができる。
- (6) 学校規模に応じた教員数（別表3）を配置する。
- (7) 教育課題等に対応するため、次の目的に応じて教員を加配できる。
  - ①自立活動の指導や個別指導・相談の充実のため
  - ②地域支援や地域交流の充実のため
  - ③その他学校の実情に応じた課題解決のため

### 2 養護教諭

学校（分校を含む。）に各1名配置する。小学部及び中学部の児童生徒の数が61人以上の場合、養護教諭を1名配置する。

3 栄養教諭等（栄養教諭・学校栄養職員）

完全給食を実施する学校（分校を含む。）に栄養教諭等を各1名配置する。

4 事務職員

(1) 学校（分校を含む。）に事務職員を各1名配置する。

(2) 学校の規模や実情を勘案し、事務職員を加配できる。

第5 その他

各学校園の定数については、校長の裁量により学校の自主性、自律性を高めるなど、幼児児童生徒や地域の実情に合わせ活用できるものとする。

別表

1 小学校

通常学級数	教員数	通常学級数	教員数	通常学級数	教員数
1	2	21	24	41	46
2	3	22	25	42	47
3	4	23	26	43	48
4	5	24	27	44	49
5	6	25	28	45	50
6	7	26	29	46	52
7	8	27	30	47	53
8	9	28	31	48	54
9	11	29	32	49	55
10	12	30	33	50	56
11	13	31	34	51	57
12	14	32	35	52	58
13	15	33	36	53	59
14	16	34	37	54	60
15	17	35	39	55	61
16	19	36	41	56	62
17	20	37	42	57	63
18	21	38	43	58	64
19	22	39	44	59	65
20	23	40	45	60	66

(表中の教員数には校長・教頭・養護教諭・栄養教諭等を含まない)

2 中学校

通常学級数	教員数	通常学級数	教員数
1	3	21	34
2	5	22	35
3	8	23	37
4	8	24	38
5	10	25	40
6	12	26	42
7	13	27	43
8	14	28	45
9	16	29	46
10	18	30	48
11	19	31	49
12	21	32	51
13	22	33	52
14	23	34	54
15	25	35	55
16	26	36	56
17	28		
18	29		
19	31		
20	32		

(表中の教員数には校長・副校長・教頭・養護教諭・栄養教諭等を含まない)

3 特別支援学校

学級数	小学部 教員数	中学部 教員数	学級数	小学部 教員数	中学部 教員数
1	2	4	21	25	33
2	3	6	22	26	35
3	5	8	23	27	36
4	6	9	24	28	37
5	7	9	25	29	38
6	8	11	26	31	40
7	9	13	27	32	41
8	10	14	28	33	43
9	12	16	29	34	44
10	13	18	30	35	46
11	14	19	31	36	48
12	15	19	32	37	49
13	16	21	33	38	50
14	17	22	34	39	52
15	19	24	35	40	54
16	20	25	36	41	54
17	21	27	37	42	
18	22	29	38	44	
19	23	30	39	45	
20	24	32	40	46	

(表中の教員数には校長・副校長・教頭・養護教諭・栄養教諭等を含まない)

和 8 年度堺市立学校園教職員定数配分方針 新旧対照表案

旧	新
<p>第2 堺市立小・中学校教職員定数の配分方針</p> <p>2 養護教諭</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童数<u>751人</u>以上850人以下の小学校・生徒数<u>701人</u>以上800人以下の中学校に、養護教諭を1名配置できる。</p>	<p>第2 堺市立小・中学校教職員定数の配分方針</p> <p>2 養護教諭</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童数<u>801人</u>以上850人以下の小学校・生徒数<u>751人</u>以上800人以下の中学校に、養護教諭を1名配置できる。</p>
<p>第4 堺市立特別支援学校教職員定数の配分方針</p> <p>1 校長・教員（養護教諭・栄養教諭を除く。）</p> <p>(1) 校長を、学校に各1名配置する。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p style="text-align: right;">(第4号より。規定整備)</p> <p>(2) 教頭を、学校（分校を除く。）に各1名配置する。小学部及び中学部の学級数が27学級以上の場合、1名配置する。</p> <p>(3) <u>支援学校分校の実情に応じて、教頭を分校に2名配置することができる。</u></p> <p>(4) <u>支援学校分校の実情に応じて、副校長を分校に1名配置することができる。</u></p> <p>(5) 学校規模に応じた教員数（別表3）を配置する。</p> <p>(6) 教育課題等に対応するため、次の目的に応じて教員を加配できる。</p>	<p>第4 堺市立特別支援学校教職員定数の配分方針</p> <p>1 校長・教員（養護教諭・栄養教諭を除く。）</p> <p>(1) 校長を、学校に各1名配置する。</p> <p><u>(2) 百舌鳥支援学校宮園分校に、准校長を1名配置する。</u></p> <p><u>(3) 百舌鳥支援学校旭分校に、副校長を1名配置することができる。</u></p> <p>(4) 教頭を、学校（分校を除く。）に各1名配置する。小学部及び中学部の学級数が27学級以上の場合、1名配置する。</p> <p><u>(5) 百舌鳥支援学校宮園分校に、教頭を2名配置することができる。</u></p> <p>(第2号へ)</p> <p>(6) 学校規模に応じた教員数（別表3）を配置する。</p> <p>(7) 教育課題等に対応するため、次の目的に応じて教員を加配できる。</p>

(案)

## 令和8年度堺市立学校園教職員定数配分方針

### 第1 堺市立幼稚園教職員定数の配分方針

堺市立幼稚園教職員定数は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）を標準として次のとおり定める。

#### 1 園長・教員

- (1) 園長を、幼稚園に各1名配置する。
- (2) 幼稚園の実情に応じて、准園長又は主幹教諭を幼稚園に配置することができる。
- (3) 学級数に1名を加えた教員数を配置する。
- (4) 預かり保育を実施する幼稚園に教員を加配できる。
- (5) その他幼稚園の実情に応じた課題解決のため、教員を加配できる。

### 第2 堺市立小・中学校教職員定数の配分方針

堺市立小・中学校教職員定数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）を標準として次のとおり定める。

#### 1 校長・教員（養護教諭・栄養教諭を除く。）

- (1) 校長を、学校に各1名配置する。
- (2) 教頭を、学校に各1名配置する。学校の規模や実情を勘案し、1名加配できる。
- (3) 副校長を、夜間学級を設置する中学校に1名配置する。
- (4) 学校規模に応じた教員数を配置する。学校規模に応じた教員数は、夜間学級を除いた通常学級数（小学校1～6年生は児童数を35で除した数、中学校1年生は生徒数を35で除した数、2、3年生は生徒数を40で除した数により算出した数）により算出した教員数（別表1及び2）に、特別支援学級数を加えた数とする。
- (5) 中学校夜間学級の規模に応じて教員数を配置する。
- (6) 教育課題等に対応するため、次の目的に応じて教員を加配できる。
  - ①少人数による授業などきめ細かな指導を行うため

- ②中学校2、3年生において、個の学びに添った指導を行うため
- ③外国語教育を充実するため
- ④小学校において専科指導を行い、教科担任制を推進するため
- ⑤生徒指導の対応のため
- ⑥日本語指導を行うため
- ⑦児童生徒への支援を行うため
- ⑧通級指導を行うため
- ⑨主幹教諭の配置に伴う学校マネジメント機能の強化のため
- ⑩教員の質の向上に向けた研修機能の強化のため
- ⑪ICT活用の推進をめざすため
- ⑫総合的な学力向上の研究を行うため
- ⑬学校群マネジメントを働かせた先進的な取組を行うため
- ⑭その他学校の実情に応じた課題解決のため

## 2 養護教諭

- (1) 小学校・中学校に各1名配置する。児童数851人以上の小学校・生徒数801人以上の中学校に、養護教諭を1名配置する。
- (2) 児童数801人以上850人以下の小学校・生徒数751人以上800人以下の中学校に、養護教諭を1名配置できる。
- (3) 児童生徒の心身の健康に資する研究に取り組む学校に養護教諭を加配できる。
- (4) 児童生徒の健康又は保健室業務の支援について巡回指導を行うため、養護教諭を加配できる。

## 3 栄養教諭等（栄養教諭・学校栄養職員）

- (1) 単独調理校で、児童数が550人以上の小学校に、栄養教諭等を1名配置する。
- (2) 単独調理校で、児童数が550人未満の小学校に、栄養教諭等を1名配置できる。
- (3) 中学校給食実施のため、学校の実情に応じて栄養教諭等を配置できる。
- (4) 児童生徒の食の指導に資する研究に取り組む学校に栄養教諭を加配できる。

#### 4 事務職員

- (1) 小学校・中学校に各1名配置する。27学級以上の小学校、21学級以上の中学校に事務職員を1名配置する。
- (2) 要保護・準要保護の児童生徒数が100人以上かつ、全在籍児童生徒数の25%以上の小学校・中学校（27学級以上の小学校、21学級以上の中学校を除く）に事務職員を加配できる。
- (3) 事務の共同実施を通じて事務機能の強化に取り組む学校の実情に応じて事務職員を加配できる。
- (4) 学校群マネジメントを働かせた事務の体制強化に取り組む学校に事務職員を加配できる。

### 第3 堺市立高等学校教職員定数の配分方針

堺市立高等学校教職員定数は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）を標準として次のとおり定める。

#### 1 校長・教員（養護教諭を除く。）

- (1) 校長を、学校に1名配置する。
- (2) 准校長を、定時制の課程に1名配置する。
- (3) 教頭を、全日制の課程に2名、定時制の課程に1名配置する。
- (4) 全日制・定時制の課程及び学科の収容定員と学科数に応じた教員数を配置する。
- (5) 教育課題等に対応するため、次の目的に応じて教員を加配できる。
  - ①理科・数学教育の充実のため
  - ②普通教科における少人数による授業などきめ細かな指導を行うため
  - ③国際的に活躍できる人材の育成のため

#### 2 養護教諭

- (1) 全日制の課程・定時制の課程に養護教諭を各1名配置する。
- (2) 学校の実情を勘案し、養護教諭を加配できる。

### 3 実習助手

全日制・定時制の課程及び学科の収容定員と学科数を勘案し、実習助手を配置できる。

### 4 事務職員

- (1) 経営企画室に、室長を1名配置する。
- (2) 全日制・定時制の課程及び学科の収容定員を勘案し、事務職員を配置できる。

## 第4 堺市立特別支援学校教職員定数の配分方針

堺市立特別支援学校教職員定数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）を標準として次のとおり定める。

### 1 校長・教員（養護教諭・栄養教諭を除く。）

- (1) 校長を、学校に各1名配置する。
- (2) 百舌鳥支援学校宮園分校に、准校長を1名配置する。
- (3) 百舌鳥支援学校旭分校に、副校長を1名配置することができる。
- (4) 教頭を、学校（分校を除く。）に各1名配置する。小学部及び中学部の学級数が27学級以上の場合、1名配置する。
- (5) 百舌鳥支援学校宮園分校に、教頭を2名配置することができる。
- (6) 学校規模に応じた教員数（別表3）を配置する。
- (7) 教育課題等に対応するため、次の目的に応じて教員を加配できる。
  - ① 自立活動の指導や個別指導・相談の充実のため
  - ② 地域支援や地域交流の充実のため
  - ③ その他学校の実情に応じた課題解決のため

### 2 養護教諭

学校（分校を含む。）に各1名配置する。小学部及び中学部の児童生徒の数が61人以上の場合、養護教諭を1名配置する。

3 栄養教諭等（栄養教諭・学校栄養職員）

完全給食を実施する学校（分校を含む。）に栄養教諭等を各1名配置する。

4 事務職員

(1) 学校（分校を含む。）に事務職員を各1名配置する。

(2) 学校の規模や実情を勘案し、事務職員を加配できる。

第5 その他

各学校園の定数については、校長の裁量により学校の自主性、自律性を高めるなど、幼児児童生徒や地域の実情に合わせ活用できるものとする。

別表

1 小学校

通常学級数	教員数	通常学級数	教員数	通常学級数	教員数
1	2	21	24	41	46
2	3	22	25	42	47
3	4	23	26	43	48
4	5	24	27	44	49
5	6	25	28	45	50
6	7	26	29	46	52
7	8	27	30	47	53
8	9	28	31	48	54
9	11	29	32	49	55
10	12	30	33	50	56
11	13	31	34	51	57
12	14	32	35	52	58
13	15	33	36	53	59
14	16	34	37	54	60
15	17	35	39	55	61
16	19	36	41	56	62
17	20	37	42	57	63
18	21	38	43	58	64
19	22	39	44	59	65
20	23	40	45	60	66

(表中の教員数には校長・教頭・養護教諭・栄養教諭等を含まない)

2 中学校

通常学級数	教員数	通常学級数	教員数
1	3	21	34
2	5	22	35
3	8	23	37
4	8	24	38
5	10	25	40
6	12	26	42
7	13	27	43
8	14	28	45
9	16	29	46
10	18	30	48
11	19	31	49
12	21	32	51
13	22	33	52
14	23	34	54
15	25	35	55
16	26	36	56
17	28		
18	29		
19	31		
20	32		

(表中の教員数には校長・副校長・教頭・養護教諭・栄養教諭等を含まない)

3 特別支援学校

学級数	小学部 教員数	中学部 教員数	学級数	小学部 教員数	中学部 教員数
1	2	4	21	25	33
2	3	6	22	26	35
3	5	8	23	27	36
4	6	9	24	28	37
5	7	9	25	29	38
6	8	11	26	31	40
7	9	13	27	32	41
8	10	14	28	33	43
9	12	16	29	34	44
10	13	18	30	35	46
11	14	19	31	36	48
12	15	19	32	37	49
13	16	21	33	38	50
14	17	22	34	39	52
15	19	24	35	40	54
16	20	25	36	41	54
17	21	27	37	42	
18	22	29	38	44	
19	23	30	39	45	
20	24	32	40	46	

(表中の教員数には校長・副校長・教頭・養護教諭・栄養教諭等を含まない)